

新 (R5.10.15 適用版)

※変更箇所のみ抜粋

## 建築関係工事共通仕様書

第1編 総 則

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

### 1.1.10 工事実績情報 システム (CORINS) へ の登録

工事実績情報システム (CORINS) への登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、                    期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (平成 23 年法律第 178 号) に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。

- (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- (2) 工事受注時 契約締結後 10 日以内
- (3) 登録内容の変更時 変更事項の確定日から 10 日以内  
ただし、工事請負代金額だけの変更 (工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く) の登録申請は要しない。
- (4) 工事完成時 工事完成後 10 日以内  
なお、変更時と完成時との間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。

現 行

※変更箇所のみ抜粋

## 建築関係工事共通仕様書

第1編 総 則

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

### 1.1.10 工事実績情報 システム (CORINS) へ の登録

工事実績情報システム (CORINS) への登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。ただし、(4)における変更時と完成時との期間には土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (平成 23 年法律第 178 号) に定める国民の祝日、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とする。

- (1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。
- (2) 工事受注時 契約締結後 速やかに
- (3) 登録内容の変更時 変更事項の確定日から 速やかに  
ただし、工事請負代金額だけの変更 (工事請負代金額が 500 万円を跨ぐ変更は除く) の登録申請は要しない。
- (4) 工事完成時 工事完成後 速やかに  
なお、変更時と完成時との間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。

新 (R5. 10. 15 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 建築工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章の 2 木造工事 (追加)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 軸組構造工事</b></p> <p>12-2.3.3 木材</p> <p><u>(1) 木材</u></p> <p><u>(イ)</u> 製材は JAS 1083-3 (製材-第 3 部: 目視等級区分構造用製材) に基づく目視等級区分構造用製材、JAS 1083-4 (製材-第 4 部: 機械等級区分構造用製材) に基づく機械等級区分構造用製材、JAS 1083-6 (製材-第 6 部: 広葉樹製材) に基づく広葉樹製材及び JAS 1083-5 (製材-第 5 部: 下地用製材) に基づく下地用製材とする。</p> <p><u>(ロ)</u> 構造用集成材は、「集成材の日本農林規格」第 5 条「構造用集成材の規格」による。</p> <p><u>(ハ)</u> 化粧ばり構造用集成柱は、「集成材の日本農林規格」第 6 条「化粧ばり構造用集成柱の規格」による。</p> <p><u>(ニ)</u> 構造用単板積層材は、JAS 0701 (単板積層材) に規定する「構造用単板積層材」による。</p> <p><u>(ホ)</u> 丸太材は、「素材の日本農林規格」により、すべて皮はぎ材とする。</p> <p><u>(ヘ)</u> 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル及び木質接着複合パネルは、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1446 号) による。</p> <p><u>(ヘ)</u> 直交集成板は、JAS 3079 (直交集成板) による。</p> <p><u>(2) 構造用面材</u></p> <p><u>(イ)</u> 構造用パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。</p> <p><u>(ロ)</u> 構造用 MDF (ミディアムデンシティファイバーボード)、ハードファイバーボード (以下「ハードボード」という。) 及びシージングボードは、JIS A 5905 (繊維板) による。</p> <p><u>(ハ)</u> 構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 6 条「構造用合板の規格」による。</p> <p><u>(ニ)</u> 化粧ばり構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 7 条「化粧ばり構造用合板」による。</p> <p><u>(ホ)</u> 構造用パネルは、JAS 0360 (構造用パネル) による。</p> <p><u>(ヘ)</u> パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。</p> <p><u>(ニ)</u> 硬質木片セメント板は、JIS A 5404 (木質系セメント板) による。</p> <p><u>(ホ)</u> パルプセメント板は、JIS A 5414 (パルプセメント板) による。</p> <p><u>(ケ)</u> 構造用せっこうボード A 種、構造用せっこうボード B 種、せっこうボード、強化せっこうボード及びせっこうラスボードは、JIS A 6901 (せっこうボード製品) による。</p> <p><u>(コ)</u> ラスシートは、JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 編 建築工事</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 2 章の 2 木造工事 (追加)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>3 節 軸組構造工事</b></p> <p>12-2.3.3 木材</p> <p><u>(1) 製材は JAS 1083-3 (製材-第 3 部: 目視等級区分構造用合板) に基づく目視等級区分構造用製材、JAS 1083-4 (製材-第 4 部: 機械等級区分構造用合板) に基づく機械等級区分構造用合板、JAS 1083-6 (製材-第 6 部: 広葉樹製材) に基づく広葉樹製材及び JAS 1083-5 (製材-第 5 部: 下地用製材) に基づく下地用製材とする。</u></p> <p><u>(ロ)</u> 構造用集成材は、「集成材の日本農林規格」第 5 条「構造用集成材の規格」による。</p> <p><u>(ハ)</u> 化粧ばり構造用集成柱は、「集成材の日本農林規格」第 6 条「化粧ばり構造用集成柱の規格」による。</p> <p><u>(ニ)</u> 構造用単板積層材は、JAS 0701 (単板積層材) に規定する「構造用単板積層材」による。</p> <p><u>(ホ)</u> 丸太材は、「素材の日本農林規格」により、すべて皮はぎ材とする。</p> <p><u>(ヘ)</u> 木質接着成形軸材料、木質複合軸材料、木質断熱複合パネル及び木質接着複合パネルは、「建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件」(平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1446 号) による。</p> <p><u>(ヘ)</u> 直交集成板は、JAS 3079 (直交集成板) による。</p> <p><u>(キ)</u> 構造用パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。</p> <p><u>(ロ)</u> 構造用 MDF (ミディアムデンシティファイバーボード)、ハードファイバーボード (以下「ハードボード」という。) 及びシージングボードは、JIS A 5905 (繊維板) による。</p> <p><u>(ハ)</u> 構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 6 条「構造用合板の規格」による。</p> <p><u>(ニ)</u> 化粧ばり構造用合板は、「合板の日本農林規格」第 7 条「化粧ばり構造用合板」による。</p> <p><u>(ホ)</u> 構造用パネルは、JAS 0360 (構造用パネル) による。</p> <p><u>(ヘ)</u> パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。</p> <p><u>(ニ)</u> 硬質木片セメント板は、JIS A 5404 (木質系セメント板) による。</p> <p><u>(セ)</u> パルプセメント板は、JIS A 5414 (パルプセメント板) による。</p> <p><u>(ロ)</u> 構造用せっこうボード A 種、構造用せっこうボード B 種、せっこうボード、強化せっこうボード及びせっこうラスボードは、JIS A 6901 (せっこうボード製品) による。</p> <p><u>(ロ)</u> ラスシートは、JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) による。</p>

新 (R5. 10. 15 適用版)	現 行
<p>(3) 樹種名、種類、等級、寸法等は、特記による。</p> <p>(4) ホルムアルデヒド放散量  木造標仕で規定する材料は、JAS 又は JIS 等の材料規格でホルムアルデヒド放散量が規定されている場合、特記がなければ、次による。</p> <p>(ア) JAS に基づく材料の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)ホルムアルデヒド放散量による性能区分が、F☆☆☆☆のものとする。</li> <li>(ii)該当する JAS に基づき、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用したと認められたものとする。</li> <li>(iii)表面に塗装加工を施したものについては、該当する JAS に基づき、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用したと認められたものとする。</li> </ul> <p>(イ) JIS 等に基づく材料の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)ホルムアルデヒド放散量による区分が、F☆☆☆☆のものとする。</li> <li>(ii)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項に基づき、ホルムアルデヒドの発散量が 0.005mg/m<sup>3</sup>h 以下のものとして規定されたものとする。</li> <li>(iii)信頼できる事業者団体等により、(i)又は(ii)と同等の品質を有すると認められたものとする。</li> </ul> <p>(5) 樹種  部材ごとの樹種は特記による。特記がなければ、表 12-2. 3. 6 を標準とする。  なお、特記により禁止されない限り表 12-2. 3. 6-2 の代用樹種を使用することができる。</p>	<p>(2) 樹種名、種類、等級、寸法等は、特記による。</p> <p>(3) ホルムアルデヒド放散量  木造標仕で規定する材料は、JAS 又は JIS 等の材料規格でホルムアルデヒド放散量が規定されている場合、特記がなければ、次による。</p> <p>(ア) JAS に基づく材料の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)ホルムアルデヒド放散量による性能区分が、F☆☆☆☆のものとする。</li> <li>(ii)該当する JAS に基づき、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用したと認められたものとする。</li> <li>(iii)表面に塗装加工を施したものについては、該当する JAS に基づき、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用したと認められたものとする。</li> </ul> <p>(イ) JIS 等に基づく材料の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i)ホルムアルデヒド放散量による区分が、F☆☆☆☆のものとする。</li> <li>(ii)建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項に基づき、ホルムアルデヒドの発散量が 0.005mg/m<sup>3</sup>h 以下のものとして規定されたものとする。</li> <li>(iii)信頼できる事業者団体等により、(i)又は(ii)と同等の品質を有すると認められたものとする。</li> </ul> <p>(4) 樹種  部材ごとの樹種は特記による。特記がなければ、表 12-2. 3. 6 を標準とする。  なお、特記により禁止されない限り表 12-2. 3. 6-2 の代用樹種を使用することができる。</p>